○○会規約

（名称）　**←必須事項**

第１条　本会は、○○○会と称する。

　（所在地）　**←必須事項**

第２条　本会の事務所は、〇〇県○○市○○町○丁目○番地に置く。

　（目的）**←必須事項　①⇒誰に、②⇒主要な事業、③⇒社会にもたらす効果を記載。**

第３条　本会は、「①」に対して、「②」に関する事業を行い、もって「③」に寄与することを目的とする。

　（活動の種類）**←必須事項**

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

　（１）○○事業

　（２）××事業

　（３）その他目的を達するために必要な事業

　（会員の種別）　**←必須事項**

第５　本会の会員は、次に定める〇種類とする。

　（１）正会員　本会の目的に賛同して入会した個人又は団体

　（２）賛助会員　本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

　（３）○○会員

　（入会）　**←必須事項　①⇒総会又は役員会が適当です。**

第６条　本会に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、「①」の承諾を得なければならない。

　（入会金及び会費）　**←会費等は「総会で別に定めるとおりとする」でも構いません。**

第７条　本会の入会金は以下のとおりとする。

（１）正会員　年額○○円

　（２）賛助会員　年額××円

２　本会の会費は以下のとおりとする。

　（１）正会員　年額○○円

　（２）賛助会員　年額○○円

　（退会）　**←必須事項**

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

　（１）会長が別に定める退会届が会長に提出された場合

　（２）会費が○年以上納入されなかった場合

　（３）本人が死亡した場合

　（拠出金品の不返還）　**←必須事項**

第９条　退会した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

　（役員）　**←必須事項　役員の名称は「実行委員長」や「代表」でも構いません。**

第10条　本会には、次の役員を置く。

　（１）会長　　　１名

　（２）副会長　　○名

　（３）会計　　　○名

　（４）監事　　　○名

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　監事は、会長その他役員を兼ねることができない。

４　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

　（役員の職務）

第11条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

４　監事は、会の業務及び資産の状況を監査する。

　（総会）　**←必須事項**

第12条　本会の総会は、正会員をもって構成し、年〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について、議決する。

　（１）規則の変更

　（２）解散

　（３）合併

　（４）事業計画及び活動予算並びにその変更

　（５）事業報告及び活動決算

　（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬

　（７）集会金及び会費の額

　（８）その他本会の運営に関する重要事項

３　総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

４　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

５　総会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（議事録）

第13条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

　（役員会）

第14条　役員会は、監事を除いた役員をもって構成する。

２　役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

　（１）総会に付議すべき事項

　（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

　（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　（資産）　**←必須事項**

第15条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　（１）別に定める財産目録に記載された財産

　（２）入会金及び会費

　（３）寄附金品

　（４）財産から生じる収入

　（５）事業に伴う収入

　（６）その他の収入

２　本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会によりこれを定める。

　（事業報告及び決算）　**←必須事項**

第16条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎事業年度終了後○ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

　（事業年度）　**←必須事項**

第17条　本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

　（規約の変更）　**←必須事項　①⇒４分の３以上が適当です。**

第18条　この規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の「①」以上の多数決による議決を経なければならない。

　（解散） **←必須事項　①⇒４分の３以上が適当です。**

第19条　本会は、次に掲げる事由によって解散する。

　（１）総会の決議

　（２）目的とする活動の不能

　（３）正会員の欠亡

　（４）合併

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の「①」以上の賛成を得なければならない。

　　　附　　則

１　この法人は、○○年○○月○○日に設立する。

２　この規約は、○○年○○月○○日から施行する。

３　本会の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

　会長　　○○　○○

副会長　○○　○○

　会計　　○○　○○

　監事　　○○　○○